



さいとうしげお 齋藤昌秀 議員  
新政会

## 市有バスの維持管理とその運用について

**問** 現在の市有バスの保有台数とその購入時期を伺います。

**答** 教育部長 市では、中型バスとマイクロバスをそれぞれ2台、計4台を保有しています。

購入時期は、中型バスは平成14年3月と平成15年9月に、マイクロバスは平成13年6月と平成31年1月に購入しています。

**問** 市有バスのメンテナンス等維持管理を行っている部署を伺います。

**答** 教育部長 市有バスに関する業務は、教育部子ども教育課で担当していますが、バスの運行管理業務と車両整備に係る管理業務は、民間事業者に業務委託しています。

**問** 市有バスの維持管理費を伺います。

**答** 教育部長 市有バスの運行管理業務にかかる費用として、年間約538万円、車両整備の管理業務にかかる費用として、年間約480万円、その他修繕費や燃料代などの費用として約210万円を予算計上しており、今年度の市有バスの年間維持管理費用としては、合計約1228万円を見込んでいます。

**問** 最も古いバスで購入から20年以上が経過しており、そのほか2台についても、かなり年数が経過しているようですが、今後、買い替えを予定した場合の費用の概算を伺います。

**答** 教育部長

現時点では、中型バスで1台約800万円、マイクロバスで1台約600万円を見込んでいます。

**問** 各学校が行事等で利用する際、安価かつ利用しやすくなるよう、地元バス会社の組合などに運行業務全般を委託する方法が考えられますが、市内にはバス会社が加盟する組織等はあるのか伺います。

**答** 教育部長 現在、市内にはバス会社が加盟する組合等はありません。



市有バス

**問** 市有バスの車両更新時における、運行業務の考え方を伺います。

**答** 教育部長 現在使用しているバスのうち、3台が購入から約20年を経過しているため、車両の更新時期においては、バスの利用状況や費用面を考慮し、バスの買い替えのほか、台数の削減や民間事業者のバスの利用を含めた業務委託を選択肢に入れ、検討していきます。

## 環境インフラについて

**問** 移住定住の促進や企業誘致をする際、本市の残土条例（山武市残土の埋立てによる地下水の水質汚濁の防止に関する条例）が、他の自治体と比べ、基準が厳しく、土地の埋立てなどが障害となり、誘致が思うように進まない可能性が危惧されますが、見解を伺います。

**答** 市長 本市の条例では、残土埋立て事業区域の面積が300平米以上から許可を必要とし、必要以上の残土埋立てを規制し、安全基準を重視することとしています。

適正な埋立て行為であることを確認するための一定の条件は設定していますが、土地の利活用を制限する制度ではありませんので、この条例が、転入者や企業を誘致する際の障害になることはないと考えます。

**問** 本市で定める残土条例は、令和2年度に改正していますが、その後の運用状況を伺います。

**答** 建設環境部長 条例改正により、土砂または廃棄物の人為的に加工した改良土による埋立てを全面的に禁止したことで、飲料水や生活用水を地下水に頼っている地域の水質安全を保持することに併せ、厳しい規制によって、取締りの強化が図れています。

また、製品の製造または加工のための原材料の堆積を条例の規制対象としたことで、事業計画者への事前確認や行政指導が行えるようになり、たい積された残土について、規制することが可能となつていきます。

**問** 埋立て面積に対する規制よりも、令和2年度に改正した内容を重視していくことが、水質汚濁を防ぐことにつながるものと考えますが、見解を伺います。

**答** 建設環境部長 本市の残土条例は、残土の埋立てに使用される残土の安全基準について規制していますが、市民の健康を保護するうえで、面積に対しても、適正な埋立ての規制が必要と考えます。市民生活において、廃棄物や残土等を取り巻く状況は、重要な問題であると考えます。

社会情勢を踏まえ、国県の動向を注視しつつ、適時、制度の見直しを行うなど、効果的な対策に努めていきます。